

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会交通遺児見舞金及び援助金支給規則

昭和61年3月20日 制 定

(目 的)

第1条 この規則は、交通事故により遺児となった者に対し、見舞金及び援助金を支給し、遺児の福祉向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「交通事故」とは、自動車事故により人に死傷があった場合をいう。  
2 「遺児」とは、扶養者又は、扶養者のどちらか一方が交通事故により死亡した世帯の事故時、満18歳までの扶養親族を交通遺児という。

(支給対象)

第3条 対象者は、本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者又は、外国人登録票に登録されている者で、交通事故により死亡又は、これに準ずると会長が認めた場合で、受給を希望する遺児に対し支給するものとする。

(申請手続)

第4条 見舞金の受給を受けようとする者は、事故発生後、すみやかに交通遺児見舞金申請書（第1号様式）を、会長に提出しなければならない。

(支給の認定)

第5条 会長は、申請のあった場合交通事故の状況等を調査のうえ、見舞金支給の認定をしなければならない。

(支給額)

第6条 見舞金の支給額は、同一世帯の対象遺児数によって次のとおりとする。

- (1) 同一世帯で遺児1人の場合 30,000円
- (2) 同一世帯で遺児2人以上の場合 第一子に30,000円、1人増えるごとに10,000円

2 援助金の支給額は、毎年3月1日現在、満18歳までの遺児に対し次のとおりとする。  
ただし、扶養者が再婚をし、その世帯に同居する遺児に対しては、支給をしない。

- (1) 遺児1人に対し 10,000円

(支給方法)

第7条 見舞金は、遺児から申請書が提出された時は、第5条に規定する支給の認定をし、すみやかにその遺児に支給しなければならない。  
2 援助金は、支給対象者名簿に登録されている遺児に対し、毎年1回年度末に支給する。

(補 則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、昭和61年3月20日から施行する。